

# 利尻町立博物館における感染症予防ガイドライン

(2020年6月10日版)

利尻町立博物館

## A. はじめに

利尻島は漁業と観光の街であり、飛行機やフェリーなどによるアクセスの利便性も進み、外部との行き来は決して少なくない離島のひとつである。外部からの来島者のほか、島内からも通院などで島外に出る方も多く、新型コロナウイルスのほか、様々な感染症対策としては、島外・島内両方の利用者を対象とする必要がある。

利尻町立博物館は、平屋建て809㎡のうち43.4%が展示室に割り当てられ、歴史系が主に展示されている常設展示室（306㎡）と、自然史系の展示がされている特別展示室（50㎡）に分かれる。およそ20分程度の閲覧時間が標準的であり、トイレ利用も特に団体での入館時は頻繁となる。1980年の開館当時は夏季シーズンだけの開館であったが、2019年より通年開館となり、同年の開館日数は307日、1日の平均入館数の年平均は27.1名で、年間8329名の入館があった。来館者の大半は夏季の観光客と考えられ、特に個人客が近年では主流になりつつある。団体客は定期観光バスの利用者のほか、ツアーによるバスが立ち寄ることもあり、その中には香港や台湾などの海外ツアーの団体客も一部含まれるが、インバウンドの比率はそれほど高くない印象である。

これらの現状を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」（北海道新型コロナウイルス感染症対策本部・2020.v.29）や「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本博物館協会・2020.v.14）などを参考に、効果的な感染予防が期待される対策を当施設固有の環境などを考慮しながらアレンジするとともに、無症状感染がスタッフや利用者にもありうることを前提とし、以下のガイドラインを策定・実施するものである。

## B. スタッフの安全確保

### 1. 体調管理

1. 体調変化および管理の実施。
2. 変調などがあれば受診・療養のため、すぐに休むことができる環境を整備。

### 2. マスク着用

1. 施設内では常時マスクを着用。
2. 咳エチケットなどにも配慮。
3. 手洗い・手指消毒
  1. 作業や館内点検などの通常業務後に実施。
  2. 利用者本人や資料などを介した接点があった場合は、すぐに実施。
4. 接触箇所の消毒
  1. 頻繁に触れる機器、スイッチなどの消毒励行。
5. 分散勤務ローテーション
  1. 臨時職員のローテーションは重複しないように配置。
  2. 正職員も一部ローテーションにより重複勤務がないように配慮。
6. 現金扱い
  1. 窓口業務での現金扱い後には、消毒などをすぐに実施。
  2. 受け取りとお釣りのトレーの使い分け。
7. 島外や感染増加地域への渡航自粛

#### C. 展示閲覧の安全確保

1. 飛沫感染予防
  1. 窓口におけるビニール遮蔽シート設置。
  2. 利用者用の予備マスク設置。
  3. スタッフによる展示解説の中止。
  4. マスク着用の呼びかけを既存展示に含めて表示。
2. 他者との距離
  1. 人とは2～3mの間隔を取ること。
  2. 人との距離の目安になるものの展示、またはマーカの設置。
  3. 最大入館者数を25名とする（2～3m間隔での展示室利用による積算）。
  4. 最大入館者数を超えた場合は、入場制限を行う。
    1. 入場制限の場合、20分ほどで入館者の入れ替えを行う。
    2. 入れ替え時には、トイレなどの消毒・換気などのための時間をいただく。
  5. トイレの順番待ちの間隔を明示。
3. 消毒
  1. 朝、夕のほか、来館者の都度実施。
  2. 重点とする消毒箇所。
    1. ガラスケース
    2. ドアノブ
    3. 消毒ポンプ

4. トイレ
5. 蛇口、ノブ、スイッチ
6. 利用者が利用したと思われる場所
  1. 閲覧コーナー
  2. イス
3. 利用者用消毒液の設置。
4. 接触感染予防
  1. 利用者が直接触れる用具・資料・場所などの制限。
    1. イスの最低限の設置。
    2. 自由閲覧の映像資料撤去。
    3. 記念写真用展示ジオラマへの立ち入り禁止。
    4. 記念写真用漁場衣装の貸与の停止。
    5. ハンズオン展示・資料などの撤去。
  2. 利用者が直接手に触れる場所の軽減。
    1. ドア解放。
    2. 節電の制限（スイッチONの状態を維持）。
5. 換気（展示室・トイレ）
  1. 日に数度の換気のほか、来館者がいた場合は常に換気を心がける。
  2. 悪天候および冬期では館内換気扇の稼働と、来館後の換気を徹底する。
6. 展示閲覧利用者側への協力依頼
  1. 依頼事項
    1. 熱など風邪の症状や、体調がいつもと異なる方への入館自粛。
    2. 一度の最大入館者数は25名以内に制限。
    3. 入館時は一度に多人数でかたまらず、1～3名程度で順番に閲覧すること。
    4. 団体利用の場合は、上記最大入館者数での入れ替え制を実施。
    5. 入館時のマスク着用。
    6. 入館時の手指消毒。
    7. パンフレットのカウンター配布（手渡し配布の中止）。
    8. 閲覧の際は、人との距離を2～3m常にとること。
  2. 上記依頼については、施設入口にて表示し来館者の協力を求める。

#### D. 普及活動の安全確保

1. 共通
  1. 募集上限の設定。
    1. 事業の内容にあわせた上で、いわゆる「3密」が起きない人数を事前に設定。

2. 事前申し込み制。
  2. 参加者同士の距離を2～3mとること。
  3. マスク着用。
  4. 機器の共有はしない。
  5. 消毒。
    1. 開始前・終了後の消毒。
    2. 手指消毒液および予備マスクなどの準備。
2. 屋内
    1. 換気の実施。
    2. 使用物品などの事前・事後消毒。
      1. 利用する机、イス。
      2. 部屋のスイッチ、など。
  3. 屋外
    1. 観察時などの密集をさけるため、ソフト的な対策を実施。
    2. マスク着用による熱中症などへの安全対策。
      1. 休憩時に、距離を離して着脱。
      2. 移動などのペースダウン、ほか。

## E. その他の対策

1. 休館
  1. 島内および道内の感染者発生状況に応じて、利尻町教育委員会内部の協議により臨時休館の判断をほかの社会教育施設とともに行う。
  2. 利用者またはスタッフの感染が判明した際には休館とし、消毒などの安全対策を行うほか、そのほか可能な限りの感染拡大予防措置に努める。
2. 来館以外の利用推進
  1. 資料のカタログ化の推進。
  2. 館独自のWebページの充実。
  3. 他機関・外部データベースへのデータ提供。
  4. 電話・FAX・メールなどによる非来館レファレンス活動の提供。
  5. 展示機能以外の博物館機能の周知・認知の推進。
3. ガイドラインの評価・見直し
  1. 本ガイドラインは、国・北海道などのほか島内での状況や、科学的根拠に基づいた対策の変化、館独自の事業評価、などに応じて、その都度、更新を行う。